

尼崎市
教育ネットワークシステム再構築支援業務
公募型プロポーザル募集要項

令和7年12月19日
尼崎市教育委員会事務局
教育情報システム課

1 目的

本市の教育ネットワークシステムについて、文部科学省が推進する「次世代の校務DX」に対応するため、校務系・学習系ネットワークの「二層分離の廃止」を前提とした再構築を行うに当たり、構築計画や調達仕様の策定等について、専門的知見を有する外部コンサルタントの支援を受けることとし、今回、当該支援業務に係る事業者選定を行う。

2 概要

(1) 件名

教育ネットワークシステム再構築支援業務

(2) 内容

別紙1「教育ネットワークシステム再構築支援業務仕様書」(以下、「仕様書」という。)のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 提案上限額

13,849千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(5) 令和8年度業務について

令和8年4月以降、本件業務の契約相手者と次に掲げる内容の契約を締結する予定である。ただし、令和8年度の予算措置の状況によっては、契約を締結しないこともあり得る。

ア 内容

別紙2「令和8年度業務仕様書（予定）」のとおり

イ 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

ウ 契約上限額

14,047千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ただし、令和8年度の予算措置の状況によっては、減額することもあり得る。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる参加要件を全て満たす者とする。

- (1) 尼崎市契約規則第4条に定める競争入札参加有資格者名簿に登載されている者
- (2) 仕様書に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有する者及び本市の指示に柔軟に対応できる者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (4) 本市から指名停止措置（入札参加停止措置）を受けていない者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされて

いる等、経営状態が著しく不健全である者でないこと

- (6) 暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成25年条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団密接関係者（同条例第2条第4号に規定する暴力団密接関係者をいう。）に該当しない者
- (7) 中核市、政令指定都市又は都道府県において、教育情報システム（校務支援・学習支援システム）の構築業務、運用業務又は構築等支援業務のいずれかを受託した実績が過去5年以内にある者
- (8) 行政機関や企業等において、クラウド導入及びゼロトラスト構築に関する業務（コンサルティング業務を含む）を受託した実績が過去5年以内にある者
- (9) 本業務の実施体制として、次に掲げる資格要件をいずれも満たす管理者・担当者を配置できる者（1人が両方の資格要件を兼ねることも可）
 - ア プロジェクトマネージャ試験（IPA）合格者又はPMP（PMI）資格保有者
 - イ 情報処理安全確保支援士試験（IPA）合格者、CISSP（ISC2）保持者又はその他情報セキュリティに関するこれらと同等以上と認められる資格の有資格者

4 応募者の失格

応募者が次の事項に該当すると本市が判断した場合は失格とする。ただし、本市がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 本要項を遵守しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 参加資格を欠いていることが判明した場合
- (5) その他失格要件に相当すると本市が認める場合

5 スケジュール

募集要項の公表	令和7年12月19日（金）
質問の受付期間	令和7年12月19日（金）～25日（木）午後5時30分
参加申込書等の提出期限	令和7年12月25日（木）午後5時30分
参加資格確認結果通知 質問への回答	令和8年1月9日（金）
企画提案書等の提出期限	令和8年1月16日（金）午後5時30分
プレゼンテーション	令和8年1月23日（金）
選定結果通知	令和8年1月下旬

6 参加申込

- (1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式1号）
 - イ 会社概要・応募資格確認書（様式2号）
 - ウ 業務実績書（様式3号）
- (2) 提出期限
令和7年12月25日（木）午後5時30分
- (3) 提出方法
尼崎市教育委員会事務局教育情報システム課まで電子メールにより送付するものとする。（上記期限までに必着のこと）
- (4) 参加資格確認結果
令和8年1月9日（金）に電子メールにより通知する。

7 募集要項及び仕様書等に係る質問の受付等

- (1) 質問の受付期限
令和7年12月25日（木）午後5時30分まで
- (2) 質問方法
尼崎市教育委員会事務局教育情報システム課まで、質問書（様式4号）を電子メールにより送付すること。また、質問書を送付した場合、速やかに電話にて到達確認を行うこと。
- (3) 回答
質問に対する回答は、取りまとめて電子メールにて送付する。
- (4) 回答予定日
令和8年1月9日（金）

8 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類
次に掲げる資料について、PDFデータをCD-R等に格納したもの及び紙面に印刷したもの12部を提出すること。
 - ア 企画提案書（任意様式）
 - イ 企画提案書チェックシート（様式5号）
 - ウ 業務実施・サポート体制（様式6号）
 - エ 管理者・担当者の業務経歴・実績等（様式7号）
 - オ 見積書（様式任意）
- ※提案金額には消費税及び地方消費税相当額を含めること。2(4)に記載の提案上限額を超えた場合は失格とする。
- カ 令和8年度業務の参考見積書（様式任意）
- ※参考見積金額には消費税及び地方消費税相当額を含めること。2(5)ウに記載の契約上限額を超えた場合は失格とする。

キ 市内在住者の雇用提案（様式8号）

(2) 提出期限

令和8年1月16日（金）午後5時30分まで

(3) 提出方法

尼崎市教育委員会事務局教育情報システム課まで持参または郵送するものとする。

（郵送の場合は上記期限までに必着のこと。また、到着の確認を行うこと。）

(4) 企画提案書作成上の留意点

ア 形式はA4縦・片面印刷・ホチキス留め（ファイル綴じ不可）とし、ページ数は50ページ以内（表紙・目次を除く）とする。

イ 様式5「企画提案書チェックシート」に示す項目に沿った企画提案書を作成すること。

ウ 言語は日本語とし、平易な解説を心掛けること。

エ 仕様書に定めのない事項や疑義については、質問書による確認を行った上で企画提案書を作成すること。

(5) 地域経済活性化に係る加点

地域経済活性化の観点から、市内事業者又は準市内事業者であれば一定の加点（市内事業者10%、準市内事業者5%）を行う。また、事業実施に際して新たに市内在住者の雇用を行う提案に対しても一定の加点（5%）を行うので、市内在住者の雇用提案（様式8）に記載すること。

9 審査方法

企画提案書等、プレゼンテーションの評価を提案点、提案価格の評価を価格点として採点する。

提案点及び価格点の合計に、本要項8(5)で定める地域経済活性化に係る加点を加えた点数を総合評価点とし、総合評価点が最も高い者を契約候補者として選定する。ただし、提案点について、獲得点が満点の60%に満たない場合は失格とし、契約候補者としないこととする。また、総合評価点が同点の場合は、提案点が高い者を優先する。

(1) 点数配分

提案点：価格点=9：1とする。

(2) 企画提案書の評価方法

様式5「企画提案書チェックシート」の評価項目に基づき評価し、各評価項目の合計点を企画提案書の評価点とする。

(3) プrezentationについて

ア 実施方法

提案者は、プレゼンテーションにおいて自らの提案内容の説明を行う。実施方法の詳細は、別途通知する。

イ 参加人数

8人以内とする。ただし、提案内容の説明は、実際に業務を担当する予定の者が行うこと。

ウ 実施日・場所

令和8年1月23日（金）に実施する。時間・場所等の詳細は、別途通知する。

エ 注意事項

(ア) プレゼンテーションに必要な機材は提案者が用意すること。ただし、本市所有の65インチ液晶モニターとHDMIケーブルを使用することができる。

(イ) プレゼンテーションでの提案内容や質疑に対する回答内容は、企画提案書に記載された内容と同等とみなす。

(4) 最終審査結果

本要項5に定めるスケジュールに基づき、電子メールにより通知する。

10 選定結果の公表

契約候補者として選定した者の事業者名及び評価点は公表する。

11 契約の締結

(1) 選定後、契約候補者は、本市と契約に必要な事項を協議した後、本市が作成した契約書によって契約を締結する。

(2) 次に掲げる事態が生じたときは、契約候補者の選定において定めた順位の高かった者の順に協議を行い、契約相手方を決定する。

ア 契約候補者が契約の締結を辞退したとき

イ 契約締結時までに契約候補者が参加資格を欠くことが判明したとき

ウ 契約締結時までに契約候補者が失格要件に該当していることが判明したとき

エ 契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき

オ その他やむを得ない事情で契約に至らなかった場合

(3) 契約保証金等、契約にあたっては尼崎市契約規則に基づくこととする。

(4) 契約にあたっては、改めて見積書の提出を依頼する。契約候補者は提案している見積額を基に提出するものとする。

12 その他

(1) 辞退する場合は、辞退届（様式9号）を速やかに提出すること。

(2) 提出された書類は、一切返却しない。

(3) 提出された書類について、選定された事業者のものは事業者名をはじめ公開の対象となる。選定されなかった事業者のものは原則非公開とする。ただし、尼崎市情報公開条例その他法令に規定がある場合は、当該規定が優先される。

(4) このプロポーザルに要した事業者の費用負担に対して、本市は一切補償しない。

13 連絡先及び提出先

〒661-0974

尼崎市若王寺2丁目18番3号

尼崎市立教育総合センター

尼崎市教育委員会事務局教育情報システム課（担当：後藤）

T E L : 06-6480-5178

E メール : ama-ed-ict@city.amagasaki.hyogo.jp

教育ネットワークシステム再構築支援業務仕様書

1 業務の目的

本業務は、本市の現行教育ネットワークシステムにおいて、ゼロトラスト型セキュリティを導入し、校務系・学習系ネットワークを統合した次期教育ネットワークシステムを構築するための基本方針策定を支援することを目的とする。

あわせて、文部科学省が示す「次世代の校務DX」などの方向性に整合し、保護者提出書類のデジタル化、幼稚園を含む全教育ネットワーク環境整備、教育ダッシュボードの構築による教育データの可視化といった将来的展望を見据えた構成を検討する。

2 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日

3 業務内容

(1) 現状調査・課題整理

ア 現行教育ネットワーク（校務系・学習系）の構成、運用、セキュリティ対策の現状把握

イ 教職員端末、サーバ機器、ネットワーク機器、クラウド利用状況等の調査

ウ 校務支援システム、学習支援システム等の現状分析

エ 現行契約、運用体制、コスト構造等の分析

オ 二層分離構成による課題（運用負担、二重ログイン、データ連携制約等）の整理

カ 本市の校務DXのさらなる推進に資する機能や校務系システムのあり方について、現行の運用実態や課題を踏まえた上で、今後の方向性・改善提案を行うこと。

キ 現行オンプレミス型の校務支援システムから、次期クラウド型校務支援システムへの移行を見据え、データ移行に係る課題の整理及び対応策について提案を行うこと。

ク 校務系・学習系の統合に伴うデータ連携及び市長部局とのデータ連携も含めたID管理の実現方法について提案を行うこと。

(2) 基本方針（案）作成

教育ネットワークシステム再構築に係る基本方針（案）の作成にあたっては、本市「教育振興基本計画」を踏まえつつ、幹部ヒアリング等を実施のうえ、再構築のビジョン（目指すべき方向性、取組の基本方針等）及びロードマップを明示した内容とする。また、再構築方式及び調達に係る全体工程を具体的に記載したもので、現状調査により把握した課題・ニーズ等に対する改善策・解決策が十分に盛り込まれており、次に掲げる本市の考え方と合致すること。

- ・文部科学省「次世代の校務DX」方針との整合
- ・文部科学省「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」との整合
- ・デジタル庁・総務省・文部科学省・経済産業省「教育DXロードマップ」との整合
- ・ゼロトラスト型セキュリティの導入と校務系・学習系ネットワークの統合
- ・オンプレミスからクラウドへの移行
- ・保護者提出書類デジタル化機能を含む校務支援システムへの更新方針との整合
- ・教育委員会・学校・幼稚園を含む統合ネットワーク
- ・教育データ利活用（教育ダッシュボード構築）を見据えた構成

(3) 庁内調整・報告支援

　　庁内プロジェクト会議等への出席及び説明資料・議事録の作成

4 成果物

次表に掲げる成果物について、Microsoft Office 製品を用いて作成の上、作成データと PDF データの両方を CD-R 等に格納したもの及び紙面に印刷したものを指定数量納入すること。ただし、納入前に委託者への内容説明を行い、承認を得ること。なお、別の成果物を作成することについて双方の合意を得た場合は、成果物名称・内容・納入期限等を決定して作成・納入する。

成果物名称	納入期限	内容概要
現状調査報告書	令和 8 年 3 月 31 日	教育ネットワークシステムの現状分析及び課題・ニーズ等整理結果
基本方針（案）	令和 8 年 3 月 31 日	次期教育ネットワークシステムの基本的な方針の案
会議資料・議事録	適宜	庁内プロジェクト会議等の説明資料・議事録

5 参考

(1) 現行教育ネットワークシステムの概要

ア 全体構成

本市の教育ネットワークは「校務系ネットワーク」と「学習系ネットワーク」を分離した二層構成で運用している。教育委員会 3拠点及び市内全 63 校（小・中・高・特別支援学校）を対象とし、教職員用端末約 2,400 台、学習者用端末約 29,000 台、電子黒板約 1,000 台、プロジェクター約 350 台、BYOD 端末約 350 台、プリンタ、スキヤナ、その他 IoT 機器が LAN 及び Wi-Fi 環境に接続されている。サーバ群は民間データセンター内に設置し、ネットワーク監視・保守・運用支援を構築事業者に委託している。

イ システム構成要素

(ア) 校務系システム

校務系ネットワークは、個人情報を含む校務データを安全に管理する閉域環境として構築されている。なお、校務支援システムのうち小・中・特別支援学校向けソフトウェアは個別契約により導入しており、契約期間は令和 11 年 3 月までとなっている。

・校務支援システム：

　-小・中・特別支援学校：スズキ校務

　-高等学校：School Engine

・教職員出退勤管理：TimePro-VG

・オフィススイート：Microsoft Office 2019（2024 に更新予定）、 Microsoft 365 A1（内部メール）

・校務系ファイルサーバ：Windows ファイルサーバ

・診療券発行システム（独自開発）

(イ) 学習系システム

学習系ネットワークは、児童生徒及び教職員の学習活動を支援するクラウド環境を中心に構成している。なお、学習者用端末のインターネット接続は、ローカルブレイクアウトで行っている。

- ・学習系ファイルサーバ：Google ドライブ
- ・外部メール：Gmail
- ・オフィススイート：Microsoft 365 A3
- ・Web フィルタリング
- ・CMS（学校ホームページ管理）
- ・授業支援アプリ
- ・学習 e ポータル

(ウ) 共通基盤

共通基盤として、以下のシステムを整備している。教職員は物理 PC から学習系システムへ、仮想 PC 環境を介して校務系システムへアクセスすることで、二層分離を実現している。校務系と学習系間のデータ授受は、セグメント間ファイル転送システムを介して行っている。

- ・資産管理（端末制御・プログラム配信）
- ・認証基盤（Active Directory、二要素認証、RADIUS、DHCP、ネットワーク認証）
- ・MDM（Google、Jamf）
- ・仮想 PC 環境（Citrix Virtual Apps）
- ・テレワーク環境（SSL-VPN）
- ・ログ管理
- ・バックアップ
- ・セグメント間ファイル転送システム
- ・ゲートウェイセキュリティ・Proxy・不正接続検知・統合監視システム
- ・WSUS・MCM（Windows Update 管理）

(エ) 運用保守体制

運用保守業務は外部委託により実施しており、主な内容は次のとおりである。

- ・サーバ・ネットワーク監視、技術支援、障害対応、問題・構成・変更管理、年次更新、計画停電対応
- ・バックアップ作業（テープ遠隔地保管）
- ・クライアント端末管理（保守・キッティング・ログ管理）、更新プログラム適用、ソフトウェアインストール
- ・教職員用ヘルプデスク（操作支援、リモート対応）
- ・現地作業対応
- ・ICT 支援員業務

(オ) その他

現行システムの調達範囲には、教職員用端末・プリンタ・スキャナが含まれており、学習者用端末は別途整備している。

ウ 他システムとの連携状況

- ・行政 LAN と相互接続しており、教職員用端末から、市長部局が管理する財務会計システムを利用している。

- ・教職員用端末から、県が管理する県総務事務システム、研修管理システムをインターネット経由で利用している。
- ・教職員用端末から、各学校・教育委員会が個別契約している給食献立管理システム、デジタル学習ドリル、デジタル採点システムなどの外部クラウドサービスを利用している。

(2) 教育ネットワークシステム再構築の背景

本市の教育ネットワークシステムは、校務系・学習系ネットワークの二層分離構成により運用されている。しかし、文部科学省が推進する「次世代の校務DX」、教育現場の業務効率化、教育データの利活用等へ対応するため、「二層分離の廃止」の必要性が急速に高まっている。

現行の二層分離構成では、以下のような課題が顕在化している。

- ・校務系・学習系の間でデータ連携ができず同一情報を二重入力している。
- ・校務支援システムのクラウド化が進む中で、ネットワーク制約により利用が限定されている。
- ・保護者提出書類のデジタル化や教育データの統合分析が進まない。

これらの課題を解消し、本市の教育DXを推進するため、ゼロトラスト型セキュリティ導入によるセキュリティ確保を前提とした「二層分離の廃止」を教育ネットワークシステム再構築の中心テーマとして位置付けている。

(3) 現行教育ネットワークシステムの契約延長

本市の現行教育ネットワークシステムに係る機器賃借・運用保守契約は、令和9年8月末をもって満了予定であるが、次期システムへの円滑な移行を図るため、当該契約を令和10年8月末まで1年間延長する予定である。

延長契約は、現行契約事業者との協議・見積精査を経て、令和9年度当初に契約手続きを実施予定である。

(4) 「二層分離の廃止」後の将来的展望

本市は「二層分離の廃止」を契機として、教育DXを段階的に推進し、次のような将来像を描いている。

- ・保護者提出書類をデジタル化し、教員の業務効率化と保護者の負担軽減を図る。
- ・幼稚園を教育ネットワークに接続し、全教育機関が同一基盤上で運用可能とする。
- ・教育ダッシュボードを活用し、児童生徒の学び・出欠・生活状況を一元的に把握。

(5) 今後の予定

令和8年1月下旬 本業務契約締結・業務開始

令和8年4月 基本方針確定、令和8年度業務契約締結・業務開始

令和8年10月 再構築に係る予算要求

令和8年12月 再構築に係る予算成立

令和9年1月 再構築に係る公募型プロポーザル実施

令和9年3月 再構築に係る事業者決定

令和9年4月 次期教育ネットワークシステム構築開始

令和10年9月 次期教育ネットワークシステム稼働開始

以上

令和8年度業務仕様書（予定）

1 業務の目的

本業務は、本市の現行教育ネットワークシステムにおいて、ゼロトラスト型セキュリティを導入し、校務系・学習系ネットワークを統合した次期教育ネットワークシステムを構築するための計画策定及び調達仕様書作成を支援することを目的とする。

あわせて、文部科学省が示す「次世代の校務DX」の方向性に整合し、保護者提出書類のデジタル化、幼稚園を含む全教育ネットワーク環境整備、教育ダッシュボードの構築による教育データの可視化といった将来的展望を見据えた構成を検討する。

2 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日

3 業務内容

(1) 技術的検証・RFI（情報提供依頼）支援

ア 本市の教育ネットワークシステム再構築に係る基本方針（以下「基本方針」という。）に基づく技術的・運用的実現可能性の検証（P o C）

イ ネットワークベンダー・クラウドサービス事業者等へのRFI実施支援

ウ RFI結果の整理・比較分析、最適構成の提案

エ 想定コスト（初期費用及びランニング費用）並びにライフサイクルコスト分析

オ P o C（概念実証）に基づき、技術的・運用的な課題を整理し、改善提案を行うこと。

カ 適正な調達とするための分割調達の手法や構成案について提案を行うこと。

(2) 基本計画書（案）の作成

教育ネットワークシステム再構築に係る基本計画書（案）の作成。ただし、本市が令和7年度に実施した現状調査・課題整理及び基本方針を踏まえ、構成概要、移行方針、スケジュール、運用体制、概算費用等を具体的に記載したもので、現行システムからの移行リスクへの対策が十分に盛り込まれており、かつ学校現場への影響を最小限に抑えた移行計画であること。

(3) 公募型プロポーザル実施支援

ア 調達公告に使用する調達仕様書（案）の作成

イ プロポーザル審査に使用する評価基準（案）の作成

ウ 調達公告・質問回答・審査過程における技術的助言

(4) 庁内調整・報告支援

府内プロジェクト会議等への出席及び説明資料・議事録の作成

(5) 教育DX推進に係る助言・相談対応

本業務の実施にあたり、教育ネットワーク再構築及び教育DX推進に資する観点から、専門的見地に基づく助言・提案を隨時行うこと。また、現行教育ネットワークシステムの契約延長に係る費用の妥当性等の検討について、技術的・運用的な観点から適切に対応すること。

4 成果物

次表に掲げる成果物について、Microsoft Office 製品を用いて作成の上、作成データと PDF データの両方を CD-R 等に格納したもの及び紙面に印刷したものを指定数量納入すること。ただし、納入前に委託者への内容説明を行い、承認を得ること。なお、別の成果物を作成することについて双方の合意を得た場合は、成果物名称・内容・納入期限等を決定して作成・納入する。

成果物名称	納入期限	内容概要
R F I 実施報告書	令和 8 年 9 月 30 日	各ベンダから収集した情報の整理・比較分析結果
基本計画書（案）	令和 8 年 9 月 30 日	次期教育ネットワークシステムの構成、移行方針、スケジュール、運用体制、費用等の案
調達仕様書（案）	令和 8 年 12 月 25 日	公募型プロポーザル実施に係る調達仕様書の案
評価基準（案）	令和 8 年 12 月 25 日	公募型プロポーザル実施に係る評価基準の案
会議資料・議事録	適宜	庁内プロジェクト会議等の説明資料・議事録
最終報告書	令和 9 年 3 月 31 日	全成果の総括

以 上